

仕 様 書

広島市立舟入市民病院における寝具類の賃貸借並びにその洗濯及び補修等について定めるものとする。

受注者は、本仕様書に定める内容に従い、発注者に別記1に定める寝具類を貸与するとともに、別記2に定める洗濯・補修等を行い、発注者はその対価として受注者に賃貸借料を支払うものとする。

- 1 発注者は、受注者から賃借する寝具類を本契約の目的以外に使用してはならない。
- 2 受注者が常時用意しなければならない寝具類の組数は162組とする。なお、1組とは、発注者が、別記1に定める「寝具類の内訳」のとおりとする。

また、寝具類の組数は、別に予備として、相当数を備えておかなければならない。特に、包布（柄物）、シーツ、枕カバーについては、汚染等による交換が発生しやすいものであるため、患者の療養環境の保持に支障をきたすことがないように、備えるものとする。
- 3 次の各号に要する費用については、賃貸料に含めるものとする。
 - (1) 寝具類の運搬に要する費用
 - (2) 洗濯及び補修等に要する費用
- 4 寝具類の納期及び納入場所は次のとおりとする。
 - (1) 納 期：発注者の指定する日
 - (2) 納入場所：広島市立舟入市民病院本館地下一階クリーンルーム
- 5 寝具類の検査について
 - (1) 受注者は、寝具類を納入する場合には、その都度発注者の検査を受けなければならない。
 - (2) 発注者は、5(1)の検査で不合格品があった場合には、速やかにその旨を受注者に通知するものとする。
 - (3) 受注者は、5(2)による通知を受けた場合は、当該不合格品を速やかに交換し発注者の検査を受けなければならない。
- 6 寝具類の洗濯補修等については、別記2の基準及び平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知の基準に従い、衛生的かつ清潔なものを提供するものとする。

ただし、汚染した寝具類及び退院患者等の使用した寝具類は、その都度受注者において洗濯、補修等を行ったものと交換するものとする。

7 発注者は、感染症患者及びこれらに類する患者の使用した寝具類の引渡しに当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による消毒を実施したうえで受注者に引き渡すものとする。ただし、新型コロナウイルス感染症に係る寝具類の引き渡しに当たっては、「医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて」（令和2年4月24日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）の別紙1による処理を実施していればよいものとする。

8 発注者は毎月の延使用組数を受注者に通知し、それに基づく毎月分の賃貸借料を発注者に請求するものとする。

9 受注者は寝具類の洗濯・補修及び運搬等に従事する従業員についてその健康管理を図るため、年2回以上健康診断を実施し、発注者の要求があった場合は直ちにその資料を提出しなければならない。

10 その他

(1) 寝具類の同等品の選定にあたっては、製品仕様を示す資料を発注者に提出し、承認を受けること。

(2) 本契約により受注者が発注者に貸与した寝具類により人的・財産的損害が生じた場合は、発注者は受注者に対し、必要な賠償を請求することができる。

(3) 受注者は寝具類の洗濯及び補修等に要する設備・方法等について、発注者及び関係官庁の指導を受け、発注者及び関係官庁の検査に応じなければならない。

(4) この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。

別記1 貸与する寝具類

- ・ 年間見込数量（使用予定延べ組数） 34, 346組

- ・ 寝具類の内訳

品名	数量	寸法	使用生地	摘要
掛布団	1枚	140㎝×190㎝以上	綿サテン	中綿 コンフォロフト 100% (FTタッチ) 1.2kg位
敷布団又は ベットパット	1枚	90㎝×200㎝以上	綿サテン	中綿 綿 70% 3.5kg位 ポリエステル 30%
	1枚	90㎝×200㎝以上	綿	中綿 ポリエステル 1.0kg位
毛布又は 肌布団	1枚	140㎝×190㎝以上	アクリルレーヨン	
	1枚	140㎝×190㎝以上	綿サテン	中綿 コンフォロフト 100% (FTタッチ) 0.6kg位
枕	1個	34㎝×45㎝以上	綿	ポリエチレンパイプ
包布（柄物）	6枚	148㎝×205㎝以上	日清紡ホワイトワイド	綿 70% 両面全覆 ポリエステル 30%
シーツ	3枚	180㎝×290㎝以上	日清紡ホワイトワイド	綿 70% 平シーツ ポリエステル 30%
枕カバー	3枚	40㎝×68㎝以上	日清紡ホワイトワイド	綿 70% 全覆 ポリエステル 30%

注：使用生地及び中綿については、上記に示したものと同等以上のものとする。

別記2 寝具類の洗濯及び補修等の基準

品名	回数	洗濯、補修等の基準
敷布団	年1回以上	布洗濯、布団綿の打ち直し、補修
掛布団、ベットパット、毛布、肌布団	年1回以上	洗濯、補修
枕	年1回以上	布洗濯、ポリエチレンパイプの入れ換え、補修
包布、シーツ、枕カバー	週1回以上	洗濯、アイロン仕上げ、補修